

(2) 水に関する基準の概要

(単位 mg/L)

項目※1 (有害物質等の種類)	水質汚濁防止法			県上乗せ 条 例 (法・排水)	県地下水保全条例			環境基準	
	排 水	地下浸透	浄化基準		排 水	地下浸透※2	浄化基準	河川 海域	地下水
カドミウム及びその化合物	0.03	検 出 さ れ な い こ と	0.003	0.01	0.01	0.001	0.003	0.003	0.003
シアン化合物	1		検出されないこと	0.1	0.1	0.1	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
有機リン化合物	1		検出されないこと	0.1	0.1	0.1	検出されないこと	—	—
鉛及びその化合物	0.1		0.01	0.05	0.05	0.005	0.01	0.01	0.01
六価クロム化合物	0.5		0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05
砒素及びその化合物	0.1		0.01	0.01	0.01	0.005	0.01	0.01	0.01
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.005		0.0005	0.0005	0.0005	0.0005	0.0005	0.0005	0.0005
アルキル水銀化合物	検出されないこと		検出されないこと	—	検出されないこと	0.0005	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003		検出されないこと	0.0005	0.0005	0.0005	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
トリクロロエチレン	0.1		0.01	0.03	0.03	0.002	0.01	0.01	0.01
テトラクロロエチレン	0.1		0.01	0.01	0.01	0.0005	0.01	0.01	0.01
ジクロロメタン	0.2		0.02	0.02	0.02	0.002	0.02	0.02	0.02
四塩化炭素	0.02		0.002	0.002	0.002	0.0002	0.002	0.002	0.002
1,2-ジクロロエタン	0.04		0.004	0.004	0.004	0.0004	0.004	0.004	0.004
1,1-ジクロロエチレン	1		0.1	0.02	0.02	0.002	0.02	0.1	0.1
1,2-ジクロロエチレン	—		0.04	—	—	—	0.04	—	0.04
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4		—	—	0.04	0.04	0.004	—	0.04
1,1,1-トリクロロエタン	3		1	0.3	0.3	0.0005	1	1	1
1,1,2-トリクロロエタン	0.06		0.006	0.006	0.006	0.0006	0.006	0.006	0.006
1,3-ジクロロプロペン	0.02		0.002	0.002	0.002	0.0002	0.002	0.002	0.002
チウラム	0.06	0.006	0.006	0.006	0.0006	0.006	0.006	0.006	
シマジン	0.03	0.003	0.003	0.003	0.0003	0.003	0.003	0.003	
チオベンカルブ	0.2	0.02	0.02	0.02	0.002	0.02	0.02	0.02	
ベンゼン	0.1	0.01	0.01	0.01	0.001	0.01	0.01	0.01	
セレン及びその化合物	0.1	0.01	—	0.1	0.002	0.01	0.01	0.01	
ほう素及びその化合物	10 その他 230 海域	1	—	—	—	—	1	1	
ふっ素及びその化合物	8 その他 15 海域	0.8	—	—	—	—	0.8	0.8	
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物※3	100	10	—	—	—	—	—	—	
塩化ビニルモノマー	—	0.002	—	—	—	—	—	0.002	
1,4-ジオキサン	0.5	0.05	—	—	—	—	0.05	0.05	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	—	—	—	—	—	—	10	10	

※1 項目名は水質汚濁防止法施行令第二条に掲げる物質名等を記載。環境基準は表記が異なる物質がある。

※2 県地下水保全条例の地下浸透基準は、記載数値未満。(その他の基準は記載数値以下。)

※3 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の定量限界値(水質汚濁防止法の地下浸透基準値)は、アンモニア又はアンモニウム化合物にあっては、アンモニア性窒素 0.7 mg/L、亜硝酸化合物にあっては亜硝酸性窒素 0.2 mg/L、硝酸化合物にあっては硝酸性窒素 0.2 mg/L